

令和２年度 第１回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時：令和２年５月１４日（木）１５時００分から

場 所：鴨川市水道局１階会議室

出席者：鈴木 美一、福原 三枝子

梶 恵子、中村 康仁、田仲 重郎、和泉 良史

欠席者：高梨 俊和

事務局：市長 亀田 郁夫

水道局長 角田 敬夫、次長 小泉 満

業務係員 須金 幸平

傍聴者：１名

１ 開会

（進行：事務局 小泉次長）

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、令和２年度第１回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、水道局の小泉です。どうぞ、よろしく願いいたします。

最初に、配付資料の確認をさせていただきます。本日配付させていただきました、「会議次第」、「委員名簿」、「附属機関設置条例」、「議案１ 令和２年度鴨川市水道事業会計補正予算（第１号）」、「議案１ 説明資料 鴨川市水道事業会計補正予算（第１号）」、「議案２ 令和元年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について」、「議案２ 説明資料 令和元年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書」、それから、「南房総地域水道事業統合・広域化に関する覚書（案）」以上でございます。資料の配付もれ等ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取扱いについてご説明をさせていただきます。本日の会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。

また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日、高梨委員さんより若干遅れるとの連絡が入っております。

本日の出席委員は6名でございますので、「鴨川市附属機関設置条例」第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことを報告させていただきます。

2 市長あいさつ

(進行：事務局 小泉次長)

開会にあたりまして、亀田市長からあいさつを申し上げます。

(亀田市長)

皆さん、こんにちは。

令和2年度第1回水道事業運営委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多忙のところ、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから水道事業の運営にご支援ご協力を頂いておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本日の議題でございますが、来る6月の定例市議会に提出予定の議案1件と、議会報告1件の他、諸般の報告1件を予定しております。

さて、令和2年度の当水道事業の経営につきましては、「鴨川市水道ビジョン・経営戦略」に基づき、引き続き運営基盤の強化に努めるとともに、安心して安全な水道水を安定的に供給するための事業運営に努めてまいります。

また、水道事業の統合・広域化に向けた取り組みでございますが、用水供給事業と県営水道の統合につきましては、昨年11月に統合基本計画（原案）の修正案が示され、九十九里・南房総地域全ての市町村から合意を受け、次の段階である、具体的な協議の場を、本年4月1日から設けたところです。

一方、末端給水事業につきましては、千葉県から示された統合基本計画の原案の合意により、次の段階である「覚書」に移行することとなったところです。

こうした中、水道事業といたしましては、本日お集まりの皆様と緊密な連携のもと、統合問題をはじめとする各事業に積極的に、且つスピード感をもって取り組んでいきますので、今後ともご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

開会にあたり私からの挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

(進行：事務局 小泉次長)

ありがとうございました。

3 議事

(進行：事務局 小泉次長)

それでは会議に入りたいと存じます。「鴨川市附属機関設置条例」第5条第1項の規定によりまして、会長が議長となることとなっております。これより進行を、鈴木会長にお願いいたしたいと存じます。よろしくお願い致します。

(鈴木会長)

皆さん改めまして、こんにちは。

本日は、大変ご多忙の中、お集まりいただきまして、ご苦勞様でございます。心より御礼申し上げます。それでは、議事進行は、座って行わせていただきます。

本日の会議録の確認をしていただく、委員さんにつきましては、田仲重郎委員さん、和泉良史委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

早速、議事を進めさせていただきます。議案1「令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）」、事務局より説明をお願いいたします。

(角田局長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入りますが着座にてご説明をさせていただきます。

資料でございますが、縦に見まして、右上に議案1と書かれた資料及び議案1説明資料を併せてお手元にご用意いただきたいと思います。

先ほど、市長挨拶で申し上げましたとおり、今回の補正でございますが、令和2年第2回市議会定例会に提出いたします議案といたしまして、「令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）」でございます。

令和２年度の水道事業会計予算に変更を加える必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございまして、あらかじめ運営委員の皆様にご承認を賜りたいものでございます。

内容といたしまして、大きくは２点、予算第３条に定めた収益的支出の予定額の変更、及び予算第４条に定めた資本的収入の予定額を変更するものでございます。

まずは、第２条、予算第３条の収益的支出の予定額でございますが、第１款事業費を163万円減額いたしまして、総額14億9,800万7,000円といたしたいものでございます。

内訳でございますが、第１項営業費用を163万円減額し、合計13億7,418万円といたしたいものでございます。

この内容でございますが、市財政の自然災害等に伴う財政調整基金逼迫などにより、来る６月議会で一般職の職員の給与の支給額を減額するため、給与条例等の特例を定める条例の議案上程が予定されております。給料月額の区分に応じ、割合を乗じて得た額に相当する額を減ずるものでございます。

その条例の条文に、鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の特例が加えられるものでございまして、行政職給料表の適用を受ける職員の例によるものとされる予定でございます。

この条例の施行日は令和２年７月１日を予定しているものでございまして、令和３年３月３１日に効力を失うものでございます。

市では職員組合との折衝が終了し、了解を得られた状況となっております。

なお、来る市議会定例会に条例改正として上程いたしますことから、不確定となっておりますが、いずれにいたしましても水道局といたしましては、現時点での補正予算案を議案として提出いたしたいものでございます。

続きまして、予算第４条資本的収入の予定額でございますが、第１款資本的収入を229万9,000円追加いたしまして3億230万円といたしたいものでございます。

内訳でございますが、第３項国庫補助金を新たに加え、229万9,000円の追加でございます。

この内容でございますが、本年度に予定しております「横渚浄水場自家発

電設備更新設計業務」において、厚生労働省の補助事業であります「水道水源開発等施設整備費（水道施設機能維持整備費に限る）国庫補助金」の要望をいたしましたところ、4月1日付けで補助金の内示をいただきましたことから、追加をいたすものでございます。

これに伴い、第3条、予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億3,566万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億3,940万円、減債積立金1億4,723万3,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,903万円で補填するものとする。)」に改めたいものでございます。

続きまして、第4条、予算第9条に定めた経費の金額を流用する場合、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございまして、職員給与費の減額に伴い163万円を減額するものでございます。

続きまして、2ページ、予算の実施計画でございますが、今回の補正額を加えた計画書でございますので後ほどご覧をいただければと存じます。

続きまして4ページをご覧ください。

当年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、職員給与費の減額による当年度純利益の増加163万円でございます。2の投資活動によるキャッシュ・フローは、国庫補助金による収入229万9,000円の増加でございます。合わせまして392万9,000円の増加でございます。既決予定額と補正予定額を合わせました、補正後の資金期末残高は10億8,990万5,000円となる予定でございます。

5ページ以降は給与費明細書でございますので、後ほどご覧を頂きたいと存じます。

以上で、令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

（鈴木会長）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑ございますでしょうか。

（福原委員）

2 ページ、給与条例で減額するということですが、パーセントというか割合はどうか。

（角田局長）

はい、お答えいたします。まず、一般職給与表の 7 級が 5 パーセント、6 級が 4 パーセント、5 級・4 級が 3 パーセント、3 級が 1 パーセントの減額となる予定でございます。

（福原委員）

ありがとうございました。

（鈴木会長）

いまの級ではなく、職名を言っていたほうが。

（角田局長）

7 級と申し上げましたのが課長級でございます。次の 6 級が課長補佐級になります。5 級が係長・主査となります。次の 4 級が副主査でございます。次の 3 級が主任主事・主任技師となります。以上でございます。

（鈴木会長）

はい、ありがとうございます。よろしいですか。他になにかありますか。給与の減額と国庫補助、国からの補助金ですので特に問題ないかと思うんですが、ただ、職員の給与をどんどん下げればといいというものではないので、その辺は、市長、全体でどのくらいなのでしょう。

（角田局長）

4,000 万くらいですか。

（鈴木会長）

市役所全体で4,000万円くらいになるそうです。まあ、今回大変厳しい時期なので大変申し訳ないですが、給料下げるのは心苦しいですけれども、これについては致し方ないと思うんですがどうですかね。

他に特にございませんか。なければ、以上でよろしいでしょうか。ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

===（「異議なし」の声）===

（鈴木会長）

ご異議なしと認め、原案のとおり答申することに決定いたしました。

議案2「令和元年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書」について、事務局より説明をお願いいたします。

（角田局長）

それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入りますが着座にてご説明をさせていただきたいと存じます。「議案2 説明資料」をご覧ください。

議案1と同様に、令和2年第2回市議会定例会に提出いたします報告といたしまして「令和元年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について」でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による、建設改良費の繰越使用をいたしましたことを報告するとともに、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、議会へ報告をするものでございまして、あらかじめ運営委員の皆様にご報告をいたすものでございます。

内容でございしますが、資本的支出の建設改良事業費の項目で「加茂川中部地区配水管布設替工事」でございまして、鴨川市施工の道路造成工事の繰越に伴う工期延長でございします。

以下の4つの工事「貝渚地区舗装本復旧工事」、「小山水道タンク更新工事」、「石上配水場無停電電源装置設置工事」、「石上配水場換気扇設置工事」におきましては、いずれの理由も昨年度に発生をいたしました台風・大雨被害の対応により、調査・設計に時間を要したため、繰越を致

すものでございます。

表の中ほどの財源内訳でございますが、企業債が 4,520 万円、負担金が 1,907 万 7,354 円、損益勘定留保資金が 4,924 万 5,646 円、合計 1 億 1,352 万 3,000 円でございます。

以上で、議案第 2 の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

(鈴木会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑はございますでしょうか。

(鈴木会長)

1 番上の鴨川市施工の道路造成工事の繰越っているのは、ほ場整備を行っているところですか。

(角田局長)

そうです、貝渚大里地区の大里の中の、ほ場整備地区でございまして、道路が遅れているというよりは、県のほ場整備が遅れている関係で、道路整備も合わせて遅れており、そこに布設する水道管の工事も遅れているという状況です。

(福原委員)

3 番目の小山水道タンク更新工事なんですけれども、申し訳ないが小山ってどのへんですか。

(角田局長)

場所でございますが、曾呂地区、旧曾呂小学校のところから北側に上っていく道がありますけれども、その山の中腹にございます。曾呂地区に配水する配水設備でございます。

(福原委員)

それで、繰越するわけですが、それぞれの工事の終わる予定はどうなっているのか。

（角田局長）

まず一番上の、加茂川中部地区配水管布設替工事でございますが、令和2年10月31日を予定しております。貝渚地区舗装本復旧工事でございますが、令和2年5月31日を予定しております。小山水道タンク更新工事は令和2年7月30日でございます。石上配水場無停電電源設置工事及び石上配水場換気扇設置工事も同じく令和2年7月30日を予定しております。

（福原委員）

わかりました。ありがとうございます。

（鈴木会長）

他にいかがでしょうか。無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

===（「異議なし」の声）===

（鈴木会長）

ご異議なしと認め、原案のとおり報告することに、決定いたしました。

以上で、本日の議件を終了させていただき議長の職を解かさせていただきます。議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

（進行：事務局 小泉次長）

会長ありがとうございました。

4 その他

（進行：事務局 小泉次長）

それでは、次第の4「その他」といたしまして、何かございましょうか。

(鈴木会長)

このところ暇なのでテレビばかり見ているんですが、いろんな地域で水道料金、基本料金を免除するとか、水道料金を全額免除するなんていうところもあるようなんですが、これについて鴨川市の場合そんなに儲かっているわけではないので難しいと思うんですけど、やはり皆さん市民の方から質問等を受けると思うのでそれについてちょっとお願いします。

(角田局長)

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴いまして、経済対策という面から水道料金の減額という動きが全国的に出てきております。私が調べた中では、現在千葉県内で実施されているところはないと思いますけれども、一つの案として、例えば基本料金については半分にするとか、全額免除するという方法はございますけれども、それに対する財源がございませんので、内部留保資金、いわゆるキャッシュが入ってこなくなるということになりますので、色々考えること、いろんな方面を勘案しながらという形になろうかと思っておりますけれども、水道事業として、事業運営のため3条の予算の中に一般会計からの補助金をいただいて、また県から高料金対策の補助金としていただいて、合計1億6,000万円ほどいただいておりますけれども、それによりまして水道事業運営ができているところがございます。そういった関係から、このまま例えば補助を受けずに水道事業側で水道を減額とした場合、例えばの話になりますけれども、一ヶ月当たりの基本料金収入が約3,000万円となりますので、基本料金を減免するとして、それを3ヶ月続けた場合約9,000万円の減額要素となります。そのあたりにつきましては、いま国の方の新型コロナウイルス対策の交付税関係のメニューが出てきましたので、それに合致すれば積極的に行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(梶委員)

いま、案として基本料金の全額免除というのがありましたが、これは全世帯ですか。

（角田局長）

色々ございますけれども、こちらのシステムで登録している一般家庭だとか、一般というか家事用ですとか、業務営業用ですとか、学校用だとかホテルとかございますけれども、そういった区分けに応じてする方法もありますし、全部をまとめて全ての方に対処するという方法もあるのですが、システムに登録されているのが、実際の使用形態が違う場合もありますので、その辺は慎重に行う必要があると考えております。

（梶委員）

あと、鴨川市って観光地じゃないですか。ホテルとかテーマパークとか自粛でお休みになっていまして、そこで働いている人は仕事が無い状況で収入がかなり減っていると思うんですよ。そういうところで、水道料金だけじゃなくて、電気料とかガスとか払えないという人が出てくるんじゃないかなと思うのですが、いまのところそういった相談があるのか、仮にそういった相談があった時はどうするのか聞かせてもらえますか。

（角田局長）

新型コロナウイルスの影響によるものということで、3月から少しずつ調査をしておりますけれども、今のところ、3月・4月・5月に関しましては、納付、水道料金のご相談については19件、それ以外もの、新型コロナウイルスに関しての問い合わせになりますけれども、水道料金以外については12件ございます。納付の相談につきましては、国の方から生活困窮に係るところについては、水道事業については機械的な請求をしないようにと通達も来ていますので、お客様と相談しながら、納付できない場合については、お支払いできるときにもらえるよう相談を受けながら、お話ししながら進めているところです。

（中村委員）

水道の関係で民営化という話が前にありましたよね。いま今回の議題のなかで広域化の話がありますが、民営化について私も調べたことがあるんですが、

やっぱりやって破綻している国が結構でてきているんですね。もしやっている場合、途中でバンザイしちゃうと水道料金がかなり上がってしまうという話もありますが、民営化についてはかなり進んでいるのでしょうか。

（角田局長）

日本国内で、P F I 法による水道事業の運営を民間が行っているところはいくつかあります。今回の法改正により P F I 法の中にはなりますが、いわゆる経営権だけを与えるという形に移行する内容の法改正がなされましたが、法改正後に民間に全て委託するという事業者はまだ1件もございません。

それまで、浜松市がその取り組みを積極的に行っていたのですが、下水の方は民間の事業が入ってきたようですが、水道事業は民間参入が頓挫したという形になっていますので、おそらくあまり進んでいないと思います。

この案件に絡みますので、本日お配りしております「南房総地域水道事業統合・広域化に関する覚書（案）」をお配りしておりますが、その事業に関しまして進展がございましたのでご報告させていただきたいと思います。

本年度は、この取組の大きな節目となります、「覚書」へ移行することとなりましたので、これまでの取組の目的などにつきまして、振り返りの意味で、ポイントなどを押さえて、ご説明をさせていただきたいと存じます。

市町村が運営いたします末端給水事業体の統合・広域化の目的として、「水道事業体の運営基盤の強化、水質事故・災害等の緊急時対応、技術の確保・継承、合理的な施設の整備・更新、用水供給料金の県内格差縮小など一つの事業体では解決し得ない様々な課題に広域的に対処し、安全で良質な水を将来にわたり、安定的に供給していくため、南房総地域の水道事業の広域化を推進する。」というものでございます。

この取り組みの始まりは、平成13年に千葉県行政改革の一環により、県内水道のあり方が検討されたことに始まり、その後、平成19年2月に「これからの千葉県内水道について（提言）」が取りまとめられ、平成22年3月に「県内水道の統合・広域化の当面の考え方」、及び「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合の考え方」が公表され、県内各地で統合に関

する動きが出てきたところでございます。

県では、市町村からの意見を踏まえ、用水供給料金を平準化した場合の財政措置のあり方や、中・長期的な影響を含む今後の財政収支見通しなどの検討を進め、市町村と意見交換を行いながら、平成 27 年 9 月に「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）」がまとめられました。これを契機に千葉県のリーディングケースとして「九十九里・南房総地域の用水供給事業体と県営水道との統合」の議論が開始されたところでございます。

一方、末端給水事業におきましても、この取り組み方針に沿って、「夷隅・安房地域の末端給水事業の統合広域化の取り組み」が進められ、平成 30 年 2 月 14 日に「南房総地域広域化基本構想」が取りまとめられました。

その後、平成 30 年度に、次の段階である統合・広域化の合意となります「覚書」に移行する予定でございましたが、平成 30 年 1 月に県主催で行われた「統合基本計画（原案）」の市町村説明会で、統合広域化した場合の財政シミュレーションによる市町への影響額が示され、一部の市町で統合の効果が享受できない事業体があったことから、市町の総意として「このまま進めることはできない。」という修正意見を県に対して出しておりました。

このようなことから、平成 30 年度に予定をしておりました、「覚書」の締結には進めない状況でございました。

この影響額については、千葉県で試算の修正を行う作業を実施し、平成 31 年 3 月に説明会が開催され、「統合基本計画（原案）」の修正案が示されたところ です。

末端給水事業においては、県からの依頼を受け、平成 30 年 12 月に公布された改正水道法による国の地方財政措置の拡充による交付税額の影響について、検討、試算を行い、意見として県へ送付をしたところです。

これら意見を踏まえ、県において試算結果の反映を行い、その統合効果が 3 点示されたところです。1 点目は、受水費の削減割合を大幅に変えず、平準化単価を計算式から求められる額まで下げない額とすることで、当初示された南房総地域全体の負担として 4 億 1 千万円の負担から 2 億円の負担と半減できること。2 点目は、一部の事業体で見られた統合効果が発しない状況については、国の補助制度の拡充により効果が現れるようになったこと。3 点目は、全体の

影響として、全ての市町で財政的にプラスの効果となったことでございます。

この3点のプラス効果を踏まえまして、令和元年11月に各市町は、県の提示を了解し、次の段階である「覚書」へ移行できる状況となったところでございます。

本日お配りした、「南房総地域水道事業統合・広域化に関する覚書（案）」をご覧ください。本年度に締結を予定している覚書案でございます。

今後のスケジュールでございますが、本年度に「覚書」の締結を行う予定でございます。

これまでの取組に関しまして、お話をさせていただきましたが、当初令和5年度の統合予定としておりましたが、2年遅れの令和7年度にずれ込む見込みとなったところでございます。統合内容に関しましては、予てから、何ら変化はしておりませんのでご了解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、「覚書」締結後におきましては、夷隅地域と安房地域、それぞれの地域による末端給水事業の統合となりますことから、今後は、私ども安房地域の4水道事業者に水道事業を持っていない館山市を加え、新たな水道事業の経営主体を設置すべくスピード感を持って取組を行ってまいります。

統合・広域化に関する報告は以上でございます。

（鈴木会長）

いまの話は単純に言えば、令和7年度には統合できるということか。

（角田局長）

はい、令和7年の頭に新たな経営主体を立ち上げて、そこから経営主体が変わるとお考えください。

（鈴木会長）

全ての市町でプラスの効果ということだが、統合した場合、料金は高くなるのか安くなるのか。

（角田局長）

予定としては高くなる方向にはなりますが、その高くなる率が統合することによって緩やかになります。また、水道事業のメリットとして、統合することによって、用水供給事業体から水道料金として水を買っていますが、それが約半額になります。その下がった分を建設投資に回せますので、設備の更新がどんどん進んでいくということがございます。

（福原委員）

統合するということだと、鴨川市だといくつかダムがありますよね。そのダムなどはどうなるのか。

（角田局長）

まず、覚書を交わした後に、統合基本計画を作る形になるかと思えますけれども、その中で、具体的にどこの浄水場をどういう整備をするか決めていくことになります。

今の段階として、あくまで案ですが、例えば鴨川市の中で一番古い浄水場、東町浄水場と奥谷浄水場になりますが、そこを廃止するという案になるかと思っています。

（福原委員）

令和２年度に覚書の締結をしたら、それが案から確定になるのか。

（角田局長）

いえ、まず覚書を締結した後に、統合協議会の立ち上げを予定されています。統合協議会を立ち上げるために、ヒトだとかお金だとかが必要となりますし、事務所をどこに置くかもありますので、令和３年度中にその検討を行いまして、令和４年度から統合協議会が本格的に動いていくことになるかと思っています。

その統合協議会の中で、具体的に施設をどうするかを考えていくことになります。

(福原委員)

南房総広域水道企業団から主に受水してますよね、それが一つになるのか。

(角田局長)

南房総広域水道企業団は用水供給事業では単体で動いていますが、千葉県のリーディングケースでは、県企業局の中に組織をいれてしまう。私どもはその後、県企業局から水を買うという形になります。その用水供給事業自体は、水の手当は県がしますので、量については、当面、市町村、南房総広域水道企業団の該当する市町村が減らないように全体として使っていく形になります。また各事業体で持っている固定的な浄水場ですとかは古くなっていきますので、古くなったものは更新せず、企業団からの水を充てていくと。

人口が減っていきますので、どうしても水量は減っていきますので、どうしても浄水場は減らしていく必要があると。

(福原委員)

災害などもありますので、慎重に進めていただきたいと思います。

5 閉会

(進行：事務局 小泉次長)

なければ以上でよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回水道事業運営委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

令和2年6月15日

会議録署名人 田中 重郎

会議録署名人 和泉 良史
